

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱等の概要について（諮問及び報告）

第181回安全衛生分科会資料

**労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について
(諮問)**

労働施策総合推進法施行規則の改正

1. 改正の趣旨

- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号。以下「改正法」という。）による改正後の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「法」という。）第27条の3第4項において、厚生労働大臣が、治療と就業の両立支援指針に従い、事業主又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができることとされたことに伴う規定の整備を行うもの。

2. 改正の概要

- 改正法において、厚生労働大臣は、同条第1項に規定する措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため同条第2項により必要な指針を公表するものとされた。さらに、同条第4項において、この指針に基づいて、厚生労働大臣が事業主又はその団体に指導、援助等を行うことができることとされたところ、地域の実情に応じた指導、援助等が実施されるよう、その権限を厚生労働大臣が都道府県労働局長に委任することを可能とするため、必要な規定の改正を行う。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠法令

法第37条第1項

4. 適用期日等

(1) 公布日：令和8年2月（予定） (2) 施行日：令和8年4月1日

治療と就業の両立支援指針案について (報告)

治療と就業の両立支援指針作成検討会

1 目的

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第63号）第1条による改正後の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第27条の3第2項の規定に基づき、事業主に対し、治療を受ける労働者の治療と就業の両立を促進するために必要な措置を講じる努力義務を課すとともに、当該措置の適切・有効な実施を図るための指針を策定し、公表することとなっている。

については、上記指針の原案を作成することとする。

2 検討事項

- (1) 治療と仕事の両立支援指針の作成
- (2) その他関連する事項について

3 構成員名簿（五十音順敬称略）

江口 尚	産業医科大学産業生態科学研究所 産業精神保健学研究室教授
金子 善博	労働者健康安全機構 産業保健ディレクター
近藤 明美	近藤社会保険労務士事務所 代表
辻本 由香	一般社団法人全国がん患者団体連合会 監事
砂原 和仁	一般社団法人日本経済団体連合会 労働法規委員会労働安全衛生部会労災保険WG座長
東 敏昭	一般財団法人西日本産業衛生会 特別顧問
増田 将史	株式会社 Smart OHW 代表取締役
松岡 かおり	公益社団法人日本医師会 常任理事
山脇 義光	日本労働組合総連合会 労働法制局長

4 開催状況

第1回（令和7年8月22日） 第2回（令和7年9月26日）

指針策定に向けた考え方

- 法的根拠のない現行のガイドラインを、法律に基づく指針（大臣告示）に格上げする。
- 指針策定に当たっては、現行のガイドラインを参考に、本文部分を基本的に引用する。参考資料部分は、指針中に委任規定を設け、労働基準局長通達により示すこととする。

指 針		現行のガイドライン	
指 針	治療と仕事の両立支援の趣旨	本 文	現状（参考データ等）
	治療と仕事の両立支援の基本的考え方		ガイドラインの位置づけ
	両立支援を行うに当たっての留意事項		両立支援を行うに当たっての留意事項
	両立支援を行うための環境整備		両立支援を行うための環境整備
	両立支援の進め方		両立支援の進め方
	特殊な場合の対応		特殊な場合の対応
局 長 通 達	様式例	参 考 資 料	様式例
	支援制度・支援機関		支援制度・支援機関
	主要疾病別留意事項		主要疾病別留意事項

← 基本的に引用

治療と就業の両立支援指針の制定

1. 制定の趣旨

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第63号。以下「改正法」という。）第1条による改正後の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「法」という。）第27条の3第2項の規定に基づき、治療を受ける労働者の治療と就業の両立を支援するために事業主が講ずるように努めるべき措置に関する指針を定めるもの。

2. 根拠法令

改正法第1条による改正後の法第27条の3第2項

3. 適用期日等

(1) 公布日：令和8年2月（予定） (2) 適用日：令和8年4月1日

治療と就業の両立支援指針案（概要）

趣旨

労働施策総合推進法第27条の3第2項に基づき、事業主による、治療を受ける労働者の治療と就業の両立を支援するための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めるもの

対象

対象労働者：雇用形態に関わらず全ての労働者

対象疾病：反復・継続した治療が必要と医師が判断した疾病（国際疾病分類に基づく。負傷を含む。）

両立支援のための環境整備

- 事業主による基本方針の表明・労働者への周知
- 研修等を通じたすべての労働者及び管理職への意識啓発
- 相談窓口の明確化
- 休暇制度・勤務制度の整備
(例：時間単位の有給休暇、病気休暇、時差出勤、テレワーク、短時間勤務 等)
- 社内の支援体制の整備
- 事業場内外の連携

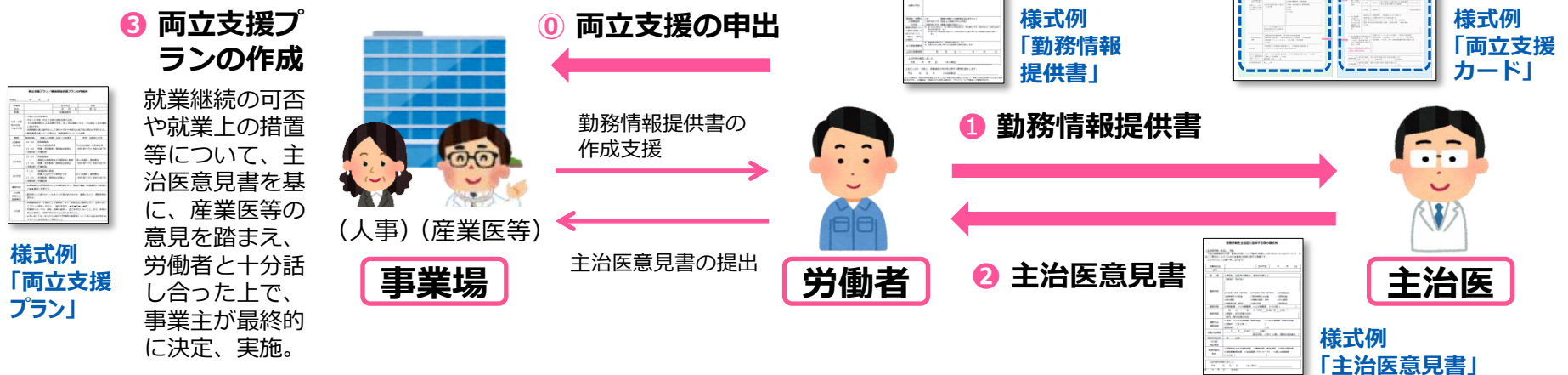
両立支援に当たっての留意事項

- 労働者との十分な話し合い、上司・同僚等の十分な理解
- 個人情報の保護

両立支援の進め方

- 労働者による申出、主治医から提供された情報の提出
- 事業主による両立支援プランの作成
- 職場復帰支援

【関係者間の連携した両立支援の進め方】



(参考) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律(令和7年法律第63号)の概要

改正の趣旨

多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、ハラスメント対策の強化、女性活躍推進法の有効期限の延長を含む女性活躍の推進、治療と仕事の両立支援の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. ハラスメント対策の強化【労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法】

- ① カスタマーハラスメント(※)を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、カスタマーハラスメントに起因する問題に関する国、事業主、労働者及び顧客等の責務を明確化する。
※ 職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該労働者の就業環境を害すること
- ② 求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、求職者等に対するセクシュアルハラスメントに起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務を明確化する。
- ③ 職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、啓発活動を行う国の責務を定める。

2. 女性活躍の推進【女性活躍推進法】

- ① 男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表を、常時雇用する労働者の数が101人以上の一般事業主及び特定事業主に義務付ける。
- ② 女性活躍推進法の有効期限(令和8年3月31日まで)を令和18年3月31日まで、10年間延長する。
- ③ 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に配慮して行われるべき旨を、基本原則において明確化する。
- ④ 政府が策定する女性活躍の推進に関する基本方針の記載事項の一つに、ハラスメント対策を位置付ける。
- ⑤ 女性活躍の推進に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度(プラチナえるぼし)の認定要件に、求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加する。
- ⑥ 特定事業主行動計画に係る手続の効率化を図る。

3. 治療と仕事の両立支援の推進【労働施策総合推進法】

- 事業主に対し、職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じる努力義務を課すとともに、当該措置の適切・有効な実施を図るための指針の根拠規定を整備する。

施行期日

公布の日から起算して1年6月以内で政令で定める日(ただし、1③及び2②から④までは公布日、2①及び⑥並びに3は令和8年4月1日)

(参考) 労働施策総合推進法の改正 (治療と仕事の両立支援の努力義務化)

改正の趣旨

- ・ 高齢者の就労の増加や、医療技術の進歩等を背景に、病気を治療しながら仕事をする労働者は年々増加しており、今後も一層の増加が見込まれている。
⇒ 「治療と仕事の両立支援ガイドライン」による事業主の取組の更なる促進を図る。

見直し内容

- 事業主に対し、**職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じる努力義務を課す**とともに、当該措置の適切・有効な実施を図るための**指針の根拠規定を整備**する。

→ 現在、「治療と仕事の両立支援ガイドライン」により事業主に次のような取組を求めており、これを参考に指針を策定。

【環境整備】

- ・ 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- ・ 研修等による両立支援に関する意識啓発
- ・ 相談窓口等の明確化
- ・ 両立支援に関する休暇制度・勤務制度等の整備 等
(例) 時間単位の有給休暇、病気休暇、時差出勤、テレワーク、短時間勤務等

【個別の両立支援】

- 主治医や産業医等の意見を踏まえた具体的な両立支援策の検討・実施
- ・ 就業上の措置 (避けるべき作業、時間外労働の可否、出張の可否等)
- ・ 治療への配慮 (通院時間の確保、休憩場所の確保等)

(参考) 労働施策総合推進法 (抄)

(国の施策)

第四条 国は、第一条第一項の目的を達成するため、前条に規定する基本的理念に従つて、次に掲げる事項について、総合的に取り組まなければならない。

一～九 (略)

十 疾病、負傷その他の理由により治療を受ける者の職業の安定を図るため、雇用の継続、離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職の促進その他の治療の状況に応じた就業を促進するために必要な施策を充実すること。

十一～十六 (略)

2 (略)

3 (略)

第八章 治療と就業の両立支援

第二十七条の三 事業主は、疾病、負傷その他の理由により治療を受ける労働者について、就業によつて疾病又は負傷の症状が増悪すること等を防止し、その治療と就業との両立を支援するため、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針（以下この条において「治療と就業の両立支援指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

3 治療と就業の両立支援指針は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第七十条の二第一項に規定する指針と調和が保たれたものでなければならない。

4 厚生労働大臣は、治療と就業の両立支援指針に従い、事業主又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

※ 労働施策総合推進法等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号）により新設

(参考) 労働施策総合推進法等の一部を改正する法律(令和7年法律第63号)に対する附帯決議

衆議院厚生労働委員会(令和7年5月16日)

一～十一 (略)

十二 治療と仕事の両立支援を推進するため、新たに公表する指針の周知に努めるとともに、守秘義務に留意した上で、産業医と主治医の間における効果的な情報交換の在り方及び病気休職中の労働者からの相談窓口を明確にする等の職場復帰に向けた支援の在り方を検討すること。また、本法の施行状況を踏まえ、治療と仕事の両立支援の在り方について今後も検討すること。

十三 疾病などを抱える労働者が適切な治療を受けながら働き続けられる職場環境の整備を含めた事業主の取組を支援するとともに、治療と仕事の両立に資するよう、医療機関の待ち時間の短縮などの好事例を周知すること。また、小規模事業場で働く労働者を支援する観点から、産業保健総合支援センター等の産業保健活動総合支援事業による企業支援の強化に取り組むとともに、労働者からの相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制整備の支援に取り組むこと。

参議院厚生労働委員会(令和7年6月3日)

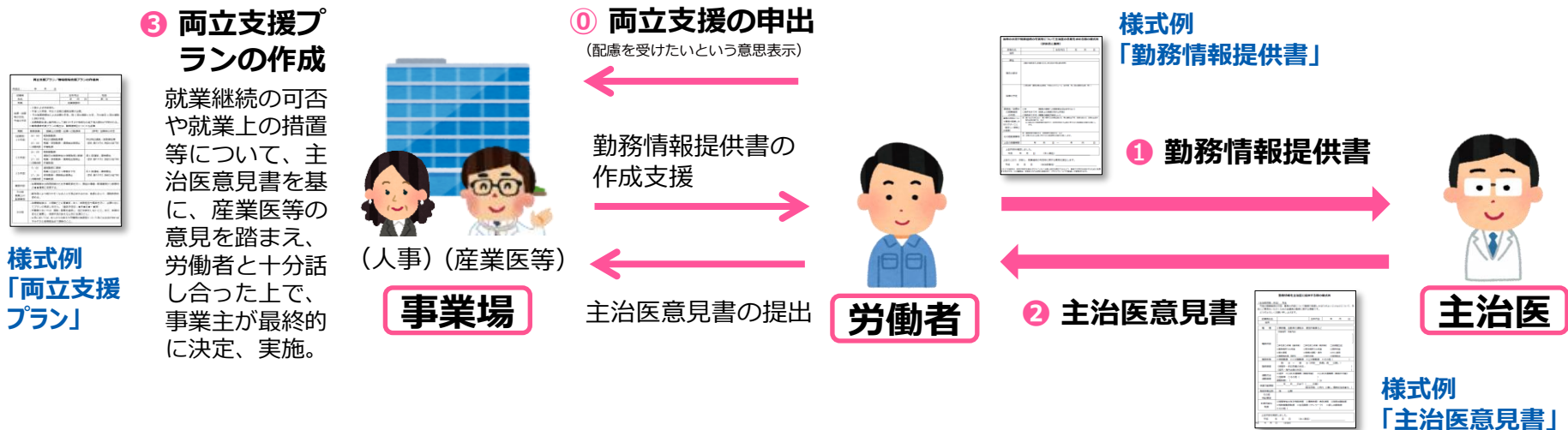
一～十三 (略)

十四 治療と仕事の両立支援を推進するため、新たに公表する指針の周知に努めるとともに、守秘義務に留意した上で、産業医と主治医の間における効果的な情報交換の在り方及び病気休職中の労働者からの相談窓口を明確にする等の職場復帰に向けた支援の在り方を検討すること。また、本法の施行状況を踏まえ、治療と仕事の両立支援の在り方について今後も検討すること。

十五 疾病などを抱える労働者が適切な治療を受けながら働き続けられる職場環境の整備を含めた事業主の取組を支援するとともに、治療と仕事の両立に資するよう、医療機関の待ち時間の短縮などの好事例を周知すること。また、小規模事業場で働く労働者を支援する観点から、産業保健総合支援センター等の産業保健活動総合支援事業による企業支援の強化に取り組むとともに、労働者からの相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制整備の支援に取り組むこと。

(参考) 治療と仕事の両立支援の流れ

様式例「勤務情報提供書」・「主治医意見書」を用いる場合



様式例「両立支援カード」を用いる場合

